

## 第2章 事業の目的および内容

### 2.1 対象事業の目的

長浜市、米原市の2市で組織された湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）では、可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、し尿処理施設および斎場の設置・運営を担っている。これらの施設は市民生活に必要な不可欠なもので、施設の耐用年数を大きく超えており建物および機器の老朽化が著しいことから、新一般廃棄物処理施設整備事業として、新たな焼却施設、リサイクル施設および汚泥再生処理センターの整備を行うものである。一般廃棄物処理施設については、表 2-1に示す全ての施設を本事業の対象事業実施区域に集約し、令和10年3月までに整備を行う計画である。

なお、現在センターでは、こもれび苑、木之本斎苑、余呉斎苑および西浅井斎苑の4施設を集約する計画で新斎場の整備を行っており、令和3年4月から稼働する予定である。

表 2-1 センターの一般廃棄物処理施設の現状

	施設名称	所在地	処理方式等	処理能力	竣工年月
焼却施設	クリスタルプラザ	長浜市八幡中山町 200 番地	ごみ焼却処理施設 (ストーカ方式)	168 t/日 (3.5t/h×2 炉:24h 運転)	平成 11 年 3 月
	伊香クリーンプラザ (休止中)	長浜市西浅井町沓掛 1313 番地 1	ごみ焼却処理施設 (ストーカ方式)	28 t/日 (1.75 t/h×2 炉:8h 運転)	平成 9 年 3 月
リサイクル施設	クリスタルプラザ	長浜市八幡中山町 200 番地	リサイクル施設 (圧縮梱包・一時保管)	圧縮梱包: 1 t/h	平成 11 年 3 月
	クリーンプラント	長浜市大依町 1337 番地	不燃ごみ・粗大ごみ処理施設 (破碎選別)	40 t/日 (5h)	平成 2 年 3 月
	伊香クリーンプラザ (休止中)	長浜市西浅井町沓掛 1313 番地 1	破碎選別・資源化施設 (破碎選別、圧縮梱包・一時保管)	破碎選別: 5.0 t/日 (5h 運転) 資源選別: 3.0 t/日 (5h 運転)	平成 9 年 3 月
し尿処理施設	第 1 プラント	長浜市湖北町海老江 1049 番地	し尿処理施設 (低希釈二段活性汚泥法+高度処理)	157 kℓ/日	昭和 59 年 3 月

## 2.2 対象事業の内容

### (1) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理する施設の設置の事業  
（滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）別表第6号に掲げる事業）

### (2) 対象事業の規模

#### 1) 条例対象事業の規模

条例対象事業の規模（処理能力）は以下に示すとおりである。

・焼却施設                                 : 145 t/日（72.5 t/24時間×2炉）<sup>注）</sup>【処理能力 約6.0 t/h】

#### 2) 関連施設の規模

関連施設の規模（処理能力）は以下に示すとおりである。

・リサイクル施設                         : 22 t/日<sup>注）</sup>

・汚泥再生処理センター                 : 49 kℓ/日<sup>注）</sup>

注）一般廃棄物処理基本計画に基づく数値であり、今後、策定する一般廃棄物処理施設整備基本計画により変更になる可能性がある。

（「(6) 対象事業の概要 2) 対象事業の規模等」参照）

### (3) 対象事業実施区域の位置および面積

対象事業実施区域の位置および面積は、表 2-2に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域の南側に隣接して新斎場の整備事業地が存在している（図 2-2～図 2-3 参照）。

表 2-2 対象事業実施区域の位置および面積

項目	内容
対象事業実施区域の位置	長浜市木尾町字込田（図 2-1～図 2-3参照）
対象事業実施区域の面積	約 3.5 ha

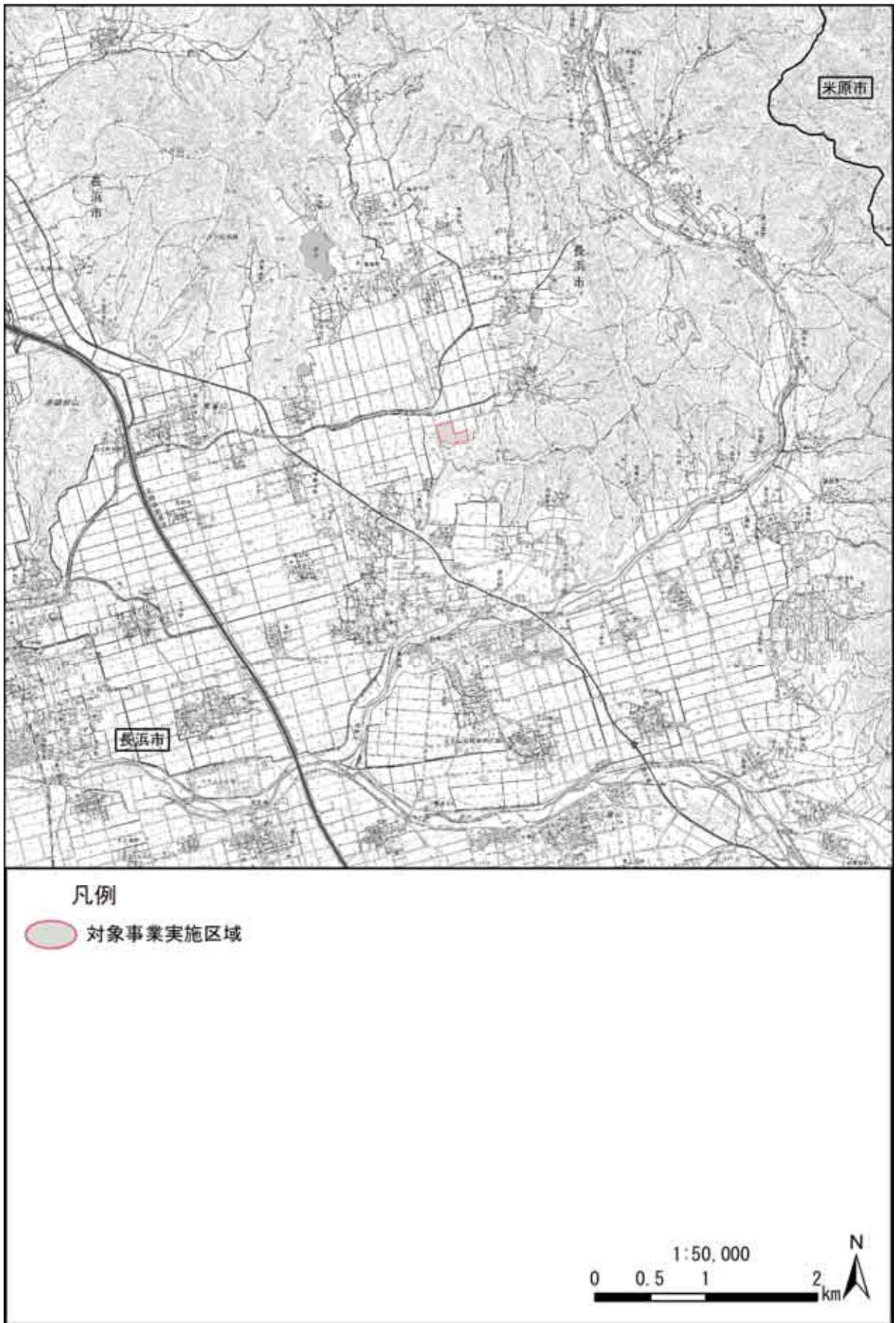


图 2-1 対象事業実施区域位置图 (広域图)

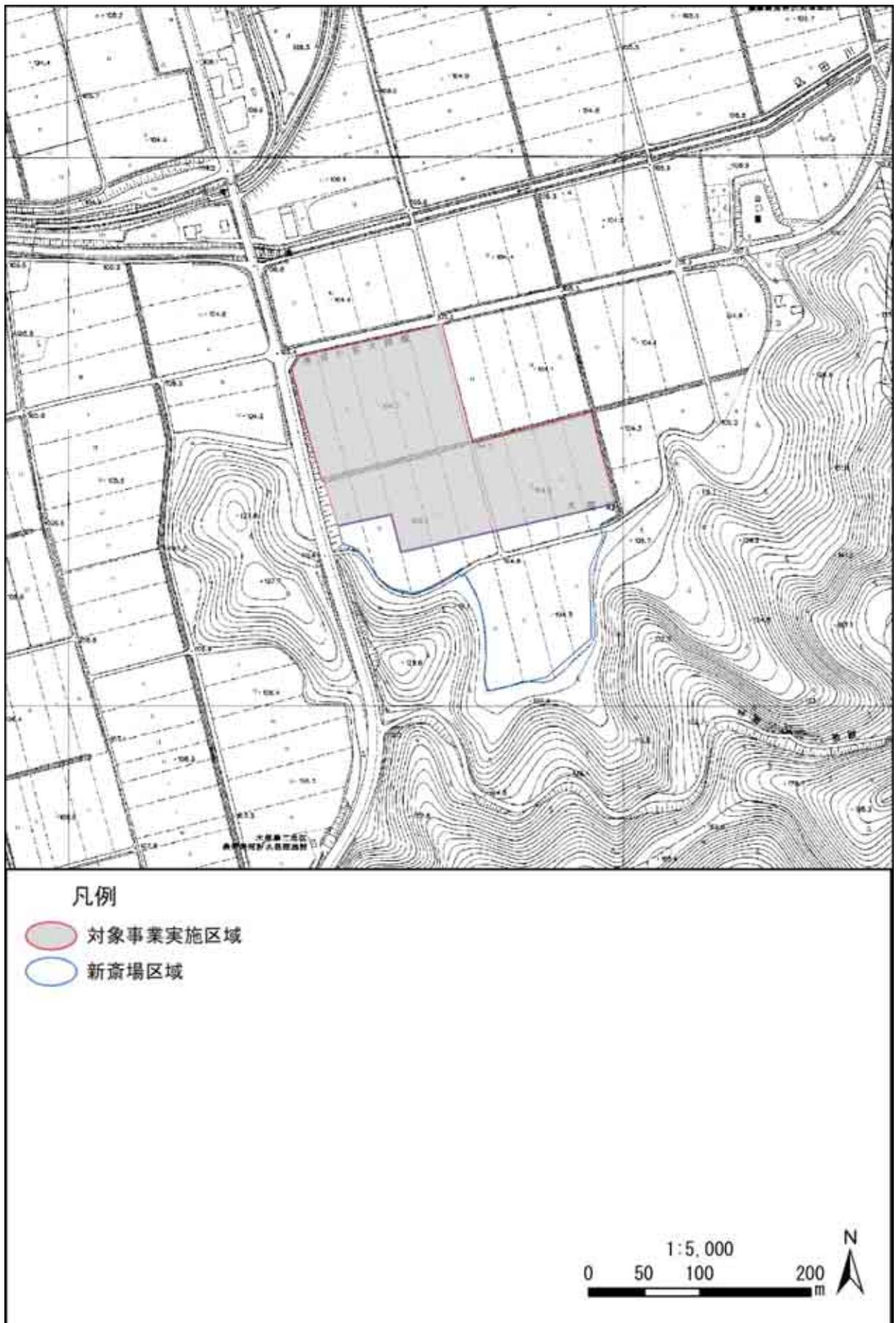


图 2-2 对象事業实施区域位置图（扩大图）



图 2-3 对象事業実施区域位置图（拡大图：航空写真）

#### (4) 施設整備に関する基本方針の策定

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成しごみ問題だけでなく、天然資源の枯渇や温室効果ガス排出による地球温暖化にも密接に関係している。現在、このような社会構造を見直し、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が求められている。また、これに関連して処理効率を含めた経済性を考慮した処理体制の構築が重要となってきた。

このような背景をもとに、国は循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の制定をはじめ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）や個別のリサイクル法を改正・制定するなどして廃棄物の減量に関する方向性を示している。また、滋賀県では、ダイオキシン類削減対策、効率的な熱回収の推進、公共事業のコスト縮減等を目的とした「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」（平成11年3月）を策定し、ごみ処理の広域化に向けた考え方を示している。

政府が平成25年5月に閣議決定した「廃棄物処理施設整備計画」では、従来の「3R」の推進に加え東日本大震災の教訓を踏まえ大規模災害に備えて、広域圏での処理体制を構築し各施設が備える能力を発揮できるよう整備しておくことが必要であるとして、老朽化が進む廃棄物処理施設の適切なタイミングでの更新・改良を行い、システムの強靱化を確保することとされており、この考え方は、平成30年6月に閣議決定された現在の「廃棄物処理施設整備計画」にも引き継がれている。

さらに、廃棄物処理施設の整備にあたっては、廃棄物処理施設の省エネルギー・創エネルギー化を進め、回収エネルギーの熱供給による地域還元の取り組みを促進するなど、地域全体で温室効果ガスの排出抑制やエネルギー消費の低減を図ることが重要であるとしている。

センターは、国の方針を具体化していく必要があることから、平成25年度に「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。

この基本方針では、センターが設置管理運営を行っている斎場施設の方針については、別途、現地での建替計画を検討中であったことから除外し、地元自治会に理解を求めたところ、斎場施設の現地建替えについて協力が得られなかったこと、現施設を稼働させながら同時に利用者の利便性と安全性を確保し同一敷地内で建替えを行うことが現実的に困難なことから、新たな建設用地を求めていく必要が生じた。これらのことから、平成25年度に策定した基本方針に新たに斎場施設の方針を加え基本方針の改訂を行い、「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」（平成28年3月改訂）を策定した。

(5) 対象事業実施区域（施設位置）の検討経緯

「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」（平成28年3月改訂）を踏まえた建設候補地の選定にあたり、候補地とする場所の抽出や施設設置に関して受け入れる関係自治会との合意形成などに相当な協議の時間を要する従来の自治体が主導で選定する方式から、応募資格や応募条件を設定し、自治会との合意形成を早期に進めることが可能となる公募選定方式を行うこととし、平成28年9月15日から平成29年3月21日までを募集期間として建設用地の公募を管内自治会に行った結果、4件の応募が得られた。

その後、当該応募用地について、その適性を評価基準などにより総合的に審査し、建設候補地の公平・公正な選定を行うため、「湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を附属機関として設置し、委員に学識経験者、地域住民代表者（自治会の代表者および公募委員）、関係行政機関の職員の計12名の委員を選任し、平成28年10月25日から平成29年6月13日までの約9ヶ月の間、延べ10回にわたり選定委員会を開催し、慎重審議を重ねた。

審議にあたっては、施設整備に関する基本方針に示される基本理念を踏まえ、「安心・安全の確保」「環境保全への配慮」「事業の経済性」「用地取得の実現性」を視点として幅広い角度から建設候補地としての立地適性について、既存資料や現地視察などを通じて議論がなされた。なお、当該審議において、特に「環境保全への配慮」の視点では、表 2-3に示す項目・指標で応募用地の比較・評価を行った。

表 2-3 環境保全への配慮の視点に係る評価項目・指標

評価項目	評価指標
住宅との距離	最寄りの住宅までの距離
周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離
周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況
環境関連法規制	都市計画
	景観
	自然環境
埋蔵文化財	発掘調査

その結果、「湖北広域行政事務センター 新施設建設候補地 選定評価結果報告書」が平成29年6月にとりまとめられ、平成29年6月14日にセンター管理者へ報告がなされた。その報告を踏まえ、センター管理者会議において審議した結果、最も評価の高かった長浜市木尾町地先の用地を建設候補地とすることに決定した。

なお、平成30年1月23日に、センター議会の議決を受けて、新施設建設用地として取得済みである。

(6) 対象事業の概要

1) 施設整備の基本概念・基本理念

センターが新一般廃棄物処理施設の整備を行ううえで定めた基本概念は表 2-4に示すとおりである。また、これらの考え方を踏まえて定めた本施設整備の基本理念は表 2-5に示すとおりである。

表 2-4 廃棄物処理施設の整備に係る一般的な基本概念

<p>環境保全に配慮した安心な施設 法で定める環境・安全基準に基づき施設周辺の生活環境の保全に努めるとともに、周辺の自然環境や景観との調和にも十分配慮した施設。</p>
<p>安全で安定的な稼働ができる施設 一般廃棄物処理を安定かつ確実に実行できる施設とし、地震等の自然災害にも強い事故のない安全な施設。</p>
<p>循環型社会形成に貢献できる施設 処理により発生する熱エネルギーを効率的に最大限有効活用し、低炭素社会や循環型社会の構築に貢献できる施設。</p>
<p>市民に親しまれる施設 市民が集い、憩うことができ、施設見学やごみ処理学習等を通じて、環境教育・環境学習の拠点となるような施設。</p>
<p>経済性に配慮した施設 施設の処理性能を維持し、環境面・安全面に十分配慮したうえで、設備の合理化・コンパクト化に基づく、建設費及び維持管理費のコスト縮減を図れる施設。</p>

表 2-5 本施設整備の基本理念

<p>廃棄物処理法では、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にする事により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を制定の目的としており、市民生活に欠かせない一般廃棄物処理施設の整備を行ううえで環境保全への配慮をはじめとする施設整備の基本概念を遵守する事が重要である。</p> <p>近年、処理技術の発達により、処理施設が周辺に及ぼす環境負荷の低減は進んでいることから、今後は、省エネルギー化・創エネルギー化を進め地域の廃棄物処理システム全体でエネルギー消費の低減及び温室効果ガスの排出抑制を図っていくことが求められている。</p> <p>このことから、次期施設の整備にあたっては、焼却施設の回収熱エネルギーの効率的な有効利用と設備・維持管理の合理化による電力使用量と二酸化炭素排出量の抑制を図り、低炭素社会や循環型社会形成の推進に貢献するものとする。</p>
--

2) 対象事業の規模等

焼却施設の規模

対象事業である焼却施設の規模等の概要は、表 2-6に示すとおりである。

今年度策定する一般廃棄物処理基本計画より算定された施設規模は、表 2-7に示すとおり145 t/日である。

なお、処理方式については、今後の一般廃棄物処理施設整備基本計画において検討を行う予定である。

表 2-6 対象事業の規模等の概要

項目	内容
種類	焼却施設
施設規模（処理能力）	145 t/日 <sup>注)</sup>

注) 一般廃棄物処理基本計画に基づく数値であり、今後、策定する一般廃棄物処理施設整備基本計画により変更になる可能性がある。

表 2-7 焼却施設の施設規模

項目	内容	
施設稼働予定年度	令和10(2028)年度	
施設規模設定基準年度	令和10(2028)年度	
処理対象ごみ量（災害廃棄物含まず）	35,296 t/年（96.7 t/日）	
施設規模	災害廃棄物含まず	132 t/日 <sup>注1)</sup>
	災害廃棄物10%含む	145 t/日

注1) 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」（公益社団法人 全国都市清掃会議）に基づき算出。

注2) 一般廃棄物処理基本計画に基づく数値であり、今後、策定する一般廃棄物処理施設整備基本計画により変更になる可能性がある。

## リサイクル施設の規模

関連施設であるリサイクル施設の規模等は、表 2-8に示すとおり設定する。

表 2-8 リサイクル施設の施設規模

項 目	内 容
施設稼働予定年度	令和 10 ( 2028 ) 年度
施設規模設定基準年度	令和 10 ( 2028 ) 年度
処理対象ごみ量	4,477 t/年
施設規模	22 t/日 <sup>注1)</sup>

注1) 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」(公益社団法人 全国都市清掃会議)に基づき算出。

注2) 一般廃棄物処理基本計画に基づく数値であり、今後、策定する一般廃棄物処理施設整備基本計画により変更になる可能性がある。

## 汚泥再生処理センターの規模

関連施設である汚泥再生処理センターの規模等は、表 2-9に示すとおり設定する。

表 2-9 汚泥再生処理センターの施設規模

項 目	内 容
施設稼働予定年度	令和 7 ( 2025 ) 年度
施設規模設定基準年度	令和 7 ( 2025 ) 年度
処理対象し尿・汚泥量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿 3,849 kℓ/年</li> <li>・浄化槽汚泥 11,647 kℓ/年</li> <li>合計 15,496 kℓ/年</li> </ul>
施設規模	49 kℓ/日 <sup>注1)</sup>

注1) 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」(公益社団法人 全国都市清掃会議)に基づき算出。

注2) 一般廃棄物処理基本計画に基づく数値であり、今後、策定する一般廃棄物処理施設整備基本計画により変更になる可能性がある。

### 3) 公害防止基準

新たな焼却施設が環境保全のために目標とする値（以下「公害防止基準」という。）は、関係法令等の規制値（以下「法規制基準値」という。）および現有施設の公害防止基準を踏まえて、今後検討する方針である。

このうち、大気質に係る新たな焼却施設の法規制基準値および現有施設の公害防止基準は、表 2-10に示すとおりである。

表 2-10 大気質に係る法規制基準値および現有施設の公害防止基準

項 目	法規制基準値	現有施設 公害防止基準
ばいじん（SPM）	0.08 g/m <sup>3</sup> N	0.02 g/m <sup>3</sup> N
硫黄酸化物（SO <sub>x</sub> ）	K 値 14.5 （3,000～4,000 ppm 相当）	50 ppm
窒素酸化物（NO <sub>x</sub> ）	250 ppm	125 ppm
塩化水素（HCl）	430 ppm （700mg/m <sup>3</sup> N）	100 ppm
ダイオキシン類	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
水 銀	30 μg/m <sup>3</sup> N	-

### 4) 排水計画

新たな焼却施設から発生する施設排水は施設内で処理するなどにより、河川放流は行わない計画である。また、生活排水については、公共下水道へ放流する。なお、雨水については、調整池を経て公共用水域へ放流する計画としている。

### 5) 関係車両の主要走行ルート計画

本事業に係る工事中の工事関係車両および供用後における廃棄物等の運搬車両は、主に県道 276号小室大路線または一般国道365号線を走行するルートとなる。

関係車両の主要走行ルートを図 2-4に示す。



図 2-4 関係車両の主要走行ルート図

(7) 工事計画の概要

新施設の整備に係る主要な工事は、敷地の造成工事等（関連する道路改良工事を含む）施設のプラント工事に分けられる。また、これらの工事の終了後に外構工事を行うとともに、施設の試運転を行う。

想定する主要工事工程は表 2-11に示すとおりであり、詳細な施工工程等は今後検討するが、概ね着工から供用開始まで6年程度を予定している。

なお、対象事業実施区域は、従来は人為的な耕作地であった場所であり、また、平成30年度より長浜市による発生土処分事業が実施されている土地である（写真参照）。

表 2-11 想定する主要工事工程

項目 / 期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
<b>【造成工事等】</b>						
造成工事等						
<b>【焼却施設・リサイクル施設】</b>						
プラント工事						
実施設計						
建設工事						
外構工事・試運転						
<b>【汚泥再生処理センター】</b>						
プラント工事						
実施設計						
建設工事						
外構工事・試運転						

注) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。



【参考】対象事業実施区域の現状（令和元年10月1日撮影）

## (8) その他対象事業に関する事項

### 1) 環境配慮の方針

本事業の実施にあたっては、周辺住居地域への環境負荷や自然環境への影響を可能な限り低減する観点で、以下に示す環境配慮を検討する方針である。

#### < 工事の実施 >

- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は、極力、対象事業実施区域内で再利用することを検討し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数を減らすことにより、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事車両の走行にあたっては、安全運転の励行および車両管理を徹底する。また、沿道の通行時間帯の分散に努め、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工所用車両の洗浄を励行し、敷地内外の路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、強風時や砂じんの発生しやすい気象条件の場合には適時散水等の対策を講じる。
- ・ 土地の改変に伴う濁水流出を防止するため、沈砂池等を設置し下流の河川等への影響を軽減する。
- ・ 建設工事に使用する建設機械（重機）は、周囲への騒音・振動・大気質の影響を極力低減するよう配慮する。
- ・ 工所用車両の運行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全の確保にも十分に留意する。

#### < 施設の存在・供用 >

- ・ 最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより今後設定する公害防止基準を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。
- ・ 施設の稼働音が敷地外へ漏れるのを防ぐため、必要に応じて消音器の設置や防音扉の設置等の対策を行う。
- ・ 施設から発生する振動が周辺環境へ影響しないよう、必要に応じて対策を行う。
- ・ ごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部漏洩を防止すると共に、ごみピットから発生する臭気は焼却炉の燃焼空気として吸引し、焼却炉内でごみと共に熱分解する。また、プラウトホーム出入り口にはエアカーテンを設置するなどの臭気の漏洩対策を検討する。
- ・ 焼却灰の搬出を行う場合には、適度な湿度を持たせた上で天蓋付き車両等を用いて運搬し、環境への飛散を防止する。また、灰出場については、灰の堆積を防止するため適宜清掃を行い、床面を流れた汚水については、汚水排水経路で集めて処理後に再利用等を行うことにより、公共用水域への流出を防止する。
- ・ 生活排水は、下水排除基準以下になるよう適正に処理を行ったのち、公共下水道へ放流する。
- ・ 施設排水は施設内で処理するなどにより河川放流は行わないものとする。
- ・ 雨水は、調整池で流量を調整しながら公共用水域に放流する。
- ・ 建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。
- ・ 廃棄物等運搬車両の運行にあたっては、決められたルートを走行するほか、規制速度の遵守を行うよう運転手を教育・指導し、交通安全の確保にも十分に留意する。